

第3回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成27年10月27日（火）9：30～

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員
飯田委員、松田委員、正岡委員、石井委員、上田委員、五島委員、橋谷委員、椎川委員
上保委員、得原委員、中村委員

欠席委員

太田委員

事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、小野児童課長、田中保育課長、
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長

資 料

1. 新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について
（参考）平成28年4月認可予定の家庭的保育事業等について
2. 障害児等保育の検討状況について（報告）
（別添1）保育園・居宅訪問型保育と児童発達支援の連携イメージ
（別添2）居宅訪問型保育事業
3. 外遊び検討委員会報告書概要
外遊び検討委員会報告書
4. 「妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会」の検討状況
5. 運営条例の基準解説について
（別紙1）運営条例の基準解説について
（別紙2）（参考）備付帳簿
6. 家庭的保育事業等の指導検査基準について
（別紙1）平成27年度家庭的保育事業等指導検査基準（案）
（別紙2）（別表）家庭的保育事業等の指導検査に際して区が確認する事項一覧（案）

議事

事務局 おはようございます。お待たせいたしました。定刻になりましたので、今期第3回子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、また、朝早くからご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入ります前に、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出欠状況ですが、太田委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは開会に当たりまして、子ども・若者部長の中村よりご挨拶をさせていただきます。

事務局 皆さん、おはようございます。子ども・若者部長の中村です。本日も、この子ども・子育て会議に、お忙しいところ時間をいただきまして、本当にありがとうございます。本日は、1番目にあります来年4月開園施設の利用定員の確認に始まりまして、ご報告事項が複数、それと、この4月に複数の検討委員会をスタートさせていただき旨ご報告しましたけれども、それについて一定の検討状況が先日まとまってきましたので、ご報告をさせていただきます。いろいろご意見もいただいて、より熟したものにしていきたいと思っています。本日もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料を確認させていただきます。

[資料確認]

それでは、今後の議事につきましては森田会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について

会長 皆さん、おはようございます。もう間もなく11月ということで、年度の後半に入ってきました。保育の入所や運営につきましては、後半に入りますと次年度を見通したいろいろな事業が必要になってきますので、この会議でも次年度を見通した幾つかの課題を議論しなければなりませんので、どうぞよろしくお願いいたします。今日もたくさん議事がありますが、大体2時間を目安に鋭意議論を進めたいと思います。できる限り事務局も、必要なところにポイントを絞ってご報告いただくようご協力ください。

それでは、来年度4月開園施設等の確認にかかる利用定員の設定についてお願いいたします。

事務局 新規開園(認可)施設等の確認にかかる利用定員の設定についてご説明い

たします。

子ども・子育て支援法に基づく新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定に当たりますは、子ども・子育て会議に諮りましてご意見を聴取するという事になっております。

A3判の別紙をごらんください。こちらは、世田谷、北沢、玉川、砧、烏山と地域別になっており、それぞれ類型、新設・移行・定員増いずれかの分類、施設・事業所名称、所在地、運営法人等、開設等予定年月日を記載しております。その右には、特定教育・保育施設利用定員を記載しております。新設園につきましては、一番上を見ていただくと、弦巻5丁目保育施設は新設ですので、129名の定員増ということになります。次に、特定教育・保育施設定員増減とあります。これは純粋に増加しますので、129名となります。確保内容増減につきましても合計で129名増加しているということでございます。

2つ下のクラルテ保育園については、先ほどご説明いたしました利用定員のところが46名でございます。28年4月現在、2号認定が24名で、3号認定の0歳が6名、1歳から2歳が16名で、合計46名となります。確保内容増減は、2号認定が24名、3号認定が0歳マイナス2名、1歳から2歳がマイナス1名で、純粋に増減をしたのが21名となっております。そのようにして記載してございます。

右下をごらんになっていただきまして、全地域で、既存施設等利用者数＋新規開設予定施設等定員数というのがございます。一番右の下、15,880名ということで、前回8月にご報告させていただいた数が14,890名なので、8月より990名増している状況となっております。

申しおくれましたが、開設等予定年月日ということで、ほとんどが28年4月1日となっておりますが、1つだけ、世田谷のところでKids Smile Projectが4月1日以降ということで、現在調整中となっております。

ご報告については以上でございます。

事務局

次に、資料1（参考）という資料がA4で1枚ついていますので、こちらのご説明をさせていただきたいと思っております。

家庭的保育事業等につきましては新たな事業形態として区が認可することになっておりますが、基本的な考え方にございますように、新設につきましては選定の審査委員会や、移行につきましては適格性審査委員会で、外部の学識の先生のご協力をいただきまして、審査会の審議を経まして、区として認可しております。

2の記載にございますのが、現時点で、28年4月、あるいはそれ以降の開設の認可を予定しているものでございまして、今ご説明がありました一覧表

の中にも含まれている内容でございますが、個別にご説明させていただきます。まず一番上の小規模保育事業A型になっています青い空保育園は、既存の認可保育園の隣の敷地を取得して、そこに小規模保育を新設する計画でございます。定員が9名増加します。次の、北烏山にあるらるー保育園につきましては、保育ママからの移行です。今まで定員5名でしたので、7名ふえて定員12名になります。下の段のなかよし保育室と次の高木保育園につきましては区の保育室からの移行で、こちらも小規模Aに4月以降に移行する予定です。なかよし保育室につきましては、現時点では4月の開園を目指しております。高木保育園は、整備の関係がございまして、年度途中での開園を目指しているところです。定員につきましては、なかよし保育室については9名から18名ということで9名の増、高木保育園につきましては、24名を保育室で預かっていただいておりますが、少し減りまして、今度は小規模Aで、19名となります。

今後のスケジュールにつきましては、3に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

会長

それでは、皆さんからご質問やご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

はじめに私から、追加していただいてもよろしいでしょうか。少しわかりづらかったのですが、A3の別紙で確保内容増減というのが一番右の欄にあるわけですが、そこで具体的にプラスマイナスが出ていますが、とりわけ世田谷地区の7つ目で、マイナスの多いマイナス39というところについては何か特別な理由があるのでしょうか。そのあたりをご説明いただきたいと思っております。

それから、おおむねなのですが、この5地区の中で、ことしの方針の中で、大きな規模の保育園をつくるだけの敷地の確保ができないということがありました。そうした中で待機児がたくさんいて、とにかく量的な確保が非常に必要だということで、小規模などいろいろな形での保育施設の可能性を担当部署では確認していただいて、ここまでたどり着いたのだらうと思っておりますが、各地区の整備量にかなり差があるわけです。この差というのは、待機児数の量に比例してこういう差が出ているのか、あるいはこれがぎりぎりできる限界で、各地区にこういった量の確保ができたということなのか、このあたりのお話をお願いいたします。

事務局

まず1つ目の世田谷地域の昭和ナースリーのところでございます。ここは認証保育所で、今度、昭和女子大の幼稚園にこども園ができて、そちらに4・5歳児が移る関係で、その部分でこちらが減ということになっております。

会長 とすると、この減というのは、認定こども園で増加するので、実質的には区内の入園できる子どもの数には変更はないと。

事務局 そのとおりでございます。次に、確保数の地域差ですけれども、民有地も含めて整備を進めている関係もございまして、地域ごとに少し差が出ております。地域によっては、なかなか整備が進まないところもございます。

会長 決してこれがベストの状態ではないと。今、最大限努力をしているところの結果がこのような地区別の量的な整備状況であるということですね。

事務局 そのとおりでございます。

会長 わかりました。それでは、皆さん、ご意見をどうぞ。

委員 細かい点なのですが、(株)MAGNOLIA KIDSのららるー保育園というのは、旧ママからの移行となっておりますが、この旧ママがこちらの株式会社に属してやるということなののでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。家庭福祉員制度、旧ママと呼ばれてはいますが、こちらは、これまでは個人事業主で5人のお子さんを見ていただいていたわけですけれども、今度、新たに小規模保育に移行すると、今まで補助員という形で、個人的なお願いで手伝っていただいていた方を雇用しなくてはいけないということが出てまいりますので、今回、株式会社を設立して小規模保育Aの事業者になるということでございます。

委員 世田谷の旧ママの方たちが集まって株式会社を設立されたということですか。

事務局 旧ママの中のお1人の方が株式会社を設立されました。NPOをつくられる場合もありますし、複数で協力して社会福祉事業団という可能性もあるのですけれども、今回は株式会社という選択をされたということです。

委員 旧ママの人件費などの体系は、世田谷区は全国や他区と比べてとてもすばらしかったと思うのですが、旧ママからの移行になると、個人事業主として雇用契約を結んで従業員を雇うということで、保育ママ個人の賃金としては落ちるという理解でよろしいのか、その辺は法人内での人件費の分配によるのでしょうか。

事務局 保育ママ個人の収入がどうなるかというのは、始まって検証してみないとわからないのですが、今の時点で、私たちの見通しとしては、旧ママにお願いする区からの補助金については、この間ずっと引き上げができない状況でございました。今回、認可保育施設で処遇改善をやっておりますけれども、保育ママ・保育室については、1カ月9000円の臨時的な措置をこの2年間しており、それはそれでまた引き続いていきます。保育ママから認可保育施設である小規模Aに移行することによりまして、家賃助成を例に挙げますと、国の公定価格だと1カ月おおよそ10万円までなのですが、区では、

そこにお子さん1人当たり2万円加えているので、12名ですと24万円プラスするような形になります。そこで上限を設定しますから、家賃については国と区の補助で大部分を賄えるという状況にして、安定的な保育をやらうとしています。通常の保育に対する給付につきましても、国の公定価格に区としての上乗せをしております。そういうものを活用して、保育ママの収入、あるいは雇用される保育士の収入などを今後出していかれるということになります。それがどういう形で改善できたかは、やっていく中で検証していきたいと思っております、今は何とも言えない状況です。

委員

わかりました。以前、旧ママ20名ぐらいにヒアリングをさせていただいたところ、風邪も引けないような状況で、皆さん熱心に保育へあたられているということで、人件費などの待遇面が気になり伺った次第です。

あと、多様な供給主体の方たちが参入される流れが続いていくと思うのですが、烏山地区での多様な供給主体の人たちでのネットワーキングですとか、そういう取り組みもこれまでであると思うのですけれども、他地区での多様な供給主体の方たちがネットワーキングして保育の質を高め合おうというような取り組み等々について伺えればと思います。

事務局

保育ネットの取り組みは烏山から始まりまして、今、全部の地区でそれぞれ保育ネットをやっております。中には完全に認可外の保育所でもご参加いただいている事例もありますので、そういった形で情報交換等をしていただきながら、例えば、認証保育所や、最近、認可でも園庭が狭かったり、あまり使えなかったりということがありますので、保育ネットを通じた交流で、園庭の広い認可保育園の園庭を日々の保育で使うなどの活動をやっているところです。

委員

防災訓練は各地区共通でやっているものなのですか。

会長

烏山の保育ネットは私がずっとかかわっているのですけれども、ちょうど10年目になりますが、参加者数が非常に多いときと少ないときと波があります。ちょうど2、3年ぐらい前に、いわゆる認証保育の方たちがあまり来なくなった時期があったのですが、ここ1年ぐらい参加率がよくなってきた気がします。

世田谷区保育の質ガイドラインが出ましたので、そういったものをどのように共有していくかということや、いくつかの参加要因みたいなものが働いているかという気はします。やはり何か参加要因がないと企業型の保育園の場合には、上部からの許可が出なくて参加できないという状況になってしまいます。地域のそういったものにきちんと参加することによって質の担保をしていく、あるいは連携をしていくという指導は行政的に必要ではないかと思っています。自主的な組織ではありますけれども、そこが地域のネットワ

ークのかなめであると行政的に判断するとすれば、それに対する参加ということについての株式会社の上部からの意識づけが必要になってくると思っています。

保育ネットに参加されている委員の方、どうですか。各地区によって取り組みがかなり違うようですが、何かしら活動はされていますよね。

委員
会長

そうですね。やはり烏山を目標にということでは大きいと思います。

ただ、組織が非常に大きくなっていますので、5地区、5つの組織を束ねていくのを完全なボランティアでやっていくということも結構大変です。これからはもう1つ、幼稚園の参加や、ひろば事業者の参加の促しということも含めて考えていく必要があります。しかし、そうすると組織が非常に大きくなりますので、これをどのようにしていくのかということは、来週開催する烏山保育ネット10年の集いの中で、もう1回議論したいと思います。立ち上げたときの方たちの思い、あるいは、その後に参加してきた方々のさまざまな属性の違いによって、こういった組織の中で議論し、協働していくということの価値と課題のようなものが共有できて、そして、4つの地区のあり方につないでいくような方向性が見えてくればいいかなと思っています。

委員

先ほどの保育ママさんの小規模Aに移行したららるー保育園の例は、5名から12名に定員が大幅に増加しまして、もちろん保育ママさんの処遇なども大変気にかかるところで、先ほどの話にもあったとおり、やはりやってみなければわからない部分がかかなり大きいことだと思っています。下の2つが保育室からの移行なのですけれども、なかよし保育室は9人から18人に定員が大幅に増加します。高木保育園は、24人から19人に減ります。保育室というと29人までの定員なので、19名までという国の制度に合わせようとすると定員がかかなり減ることになります。そこが今大変な問題となっております。保育室では、移行はしたいけれども小規模に移るとかなり定員が減る、矛盾があるのではないかということで、待機児童が多いうちには小規模Aには移れないのではないかというような話し合いが行われております。

私たちとしては、国の制度に乗って安定した運営ができるのであればそれはありがたいけれども、待機児が多い中で、私たちの身勝手に移行していくことはできないという思いがあります。高木保育室についてはまだ少ない定員減でしたし、一時保育という形でもう少し受け入れを考えていますので、大幅に減ることはないんですけれども、今後進めていく中では移行に伴う定員減がとても大きな問題になっていくと思います。なので、定員を減らさないために保育室をどうしていくかというところを皆さんの共有の課題にさせていただけたらなと思います。

会長

この点について、何かコメントはありますか。

事務局 保育室が新制度の施設や事業にどのように移行するかということにつきましては、先週終了しました第3回の区議会でも議論があったところです。基本的には、児童福祉法ということで国の全国一律の基準がございまして、認可施設については20名以上、家庭的保育事業は5名まで、その間をとりまして、小規模保育は6名から19名の定員を確保するという保育の形態になっています。この部分は全国共通で崩せないものですから、条例でそこを乗り越えることはどうしてもできない形になっていますので、まずそこは押さえていただきたいと思います。

区議会からのいろいろな意見も、長年40年以上にわたって保育室は地域で頑張ってきているので、そういった人材や地域との信頼関係を上手に新制度に移行できるよう区は支援することになっております。区としては、これまでの2年間は、独自の働きかけや努力で、保育室から認可保育園や小規模に移行するというのを継続して取り組んでいただいているのですが、今後につきましては、経過期間が5年間というのもございますので、区立保育園の統合等によって生み出された土地や建物を保育室に限定して公募をする、そういう形で、保育室の新制度への移行については、区としても特別に支援をしていきたいと考えております。具体的にはまた該当の皆さん方といろいろな意見交換をしながら、ご意見も頂戴して進めてまいりたいと思っております。

委員 地域の親御さんの素朴な疑問として、認証保育所のうち、どこが新制度に移行するのかという情報があるのかということをごく聞かれます。あと、移行すると、今まで入っていた人たちで、もともと点数が低い人が結構いらっちゃって、入れなくなる、出ていかなければいけないのではないかと、経過措置があると思うよという話まではするのですが、公募委員の方もいらっしゃいますし、そのあたりをどのようにご説明されたり、情報提供しているのかをご説明いただけるとうれしいです。

事務局 先ほどのA4の資料にございますように、認証保育所から認可保育園に移行する場合につきましては適格性審査委員会というのをやっております、そこにご提案をいただいた内容を審査しています。その際、提案にあたりましては、今現在利用している方に、いつごろ移行について提案するのかということをごきちんと説明して、利用者の皆さん方に承諾をいただいた上で提案をする形になっておりますので、認証保育所を利用されている保護者の皆さんには、区に提案しているという情報が行き渡るようになっております。ただし、どこの認証保育所が今回審査会に提案しているかという情報につきましては、全ての提案の適格性が認められるわけではなく、いろいろな支障もありますので、その情報の公開はしておりません。利用されていない方は、どこの認証保育所が提案しているのか、あるいは認可に移行する予定なのか

ということとはわからない状況になっております。適格性審査を通過して、新たに4月に開園するという情報は、ことしは10月30日に情報提供する予定ですが、そこで公表されるまではわからない状況になっています。

それと、既に認証保育所を利用している方は、点数が低くて認可保育園に入れなかったという方が多いです。あるいは、点数は高くても同一点数で並んで、所得が多いために順位が低くなり、認可保育園に入れない方の利用が多いという状況がございます。昨年からの移行の適格性審査を始めましたが、当初は、待機児童の状況からしますと、認可保育園が新たにできる、認証から認可になるという場合には、利用している方も含め、新たな定員に対して改めて入園選考をするということでスタートしました。しかし、現在利用されている皆さん方から、入園選考に申し込んでやらなくてはいけないということになると、今まで1年、あるいは2年、3年使ってきた認証保育所に突然通えなくなるので、私たちは路頭に迷ってしまうと、それを考慮してほしいという強いご意見がございまして、昨年12月に変更いたしました。認証保育所が認可保育園に変わる場合には、今、在園している方の希望があれば継続して利用できる、在園を保障する形に方針を転換させていただきまして、今はそういった対応で行っております。

委員

この表を拝見いたしまして、どのように私立幼稚園的な立場をお話しすればいいのか混乱をしているところでございますけれども、まず1つは、子ども・子育て会議自体が保育所並びに待機児童解消のための整備のお話の比率が非常に多いということがあります。今、文科行政の中にある私学助成を活用して運営している約1万数千名の子どもたちを抱えている私立幼稚園等、もっと具体的に言えば、いわゆる私立幼稚園は、私学助成を受けながら保護者の皆様方の利用料を頂戴して運営をしておりますが、この表を見ましても、まず投入される公費等の量が余りにも違い過ぎるということがあります。これは今の待機児問題ということに焦点を充てて量的な拡充をということであれば、その点についてはうなずけないこともないですが、例えば、保育所にも幼稚園にも所属をしないいわゆる4号と言われるような方々への公金の使い方、並びに、先ほど少しお言葉に出ましたけれども、保育所に対しては一般の公定価格に上乗せして区が助成を出している、いわゆる法外助成というお言葉の部分があって、そういう点では、私学助成、そして4号、保育所利用者への公金のかけ方の比率はこれでいいのだろうかということ、特に世田谷のような待機児の多いところでは痛感され、思わされることでございます。

それから、この表に戻らせていただきますと、今、昭和女子大さんで1号認定の定員を上げてくださっておりますが、文部科学行政においては、地域

の中にある子どもを預かる3～5歳の私立幼稚園、保育所というところで、私立幼稚園においては私学審議会という制度があって、私立幼稚園の適正配置ということが設置の基準になっているということを認識しております。東玉川の私どもの幼稚園の周りにも本当に近隣に保育園用地が確保されているとお話を聞くのですけれども、例えば、保育所の皆様が1号認定の定員をふやしていったときのことであるとか、今は設定はゼロですけれども、そういう認定こども園に移行するときの保育所さんの想定とか、あとは私立幼稚園その他類似施設等とのバランスのようなことは、今現在、新制度上では全く考慮されていないのではないかと。まだ先のお話かもしれませんが、その点について、区としてのご意見があればお伺いしたいです。

会長

今のことと関連させながらですが、世田谷は待機児童が非常に多いということで、たしか前回も少しお話をしたと思うのですが、今まで各地区で、こういった子ども・子育て会議の中で議論の対象になっている認定こども園問題、例えば、認可保育園、あるいは幼稚園等を含めて、どのようにきちんと協議に入るかということについては、ほかの地域に比べると世田谷区は格段におくれてしまっている気がします。ほかの東京の中の自治体でも、当事者の施設の方々、その関係者たちを集めて、もともと国のほうが目指した認定こども園という形を各地区でどう実現していくのかということにもう既に移行している自治体もかなりあるわけで、この問題に世田谷はどういうふうに取り組むかということについては、早く議論を開始しなければいけない。これは今の話と絡んでくると思っております。

委員

もう1つ申し上げさせていただければ、認定こども園と保育所と私立幼稚園が利用者の選択によって共存できる形についても議論をいただきたいと思えます。新制度に移行する認定こども園の促進という視点のみでお話し合いをいただくのではなくて、そこを要望したいと思えます。

会長

それはいろいろな立場があると思えますので、そのことも含めてご議論いただかなければならないと思えます。

それともう1つ、世田谷区の非常に大きな特徴として、3歳未満の子どものための施設がこれだけ増えてきますと、3歳以降の子どもたちの転園先が問題になってきます。この問題については、1つは、幼稚園の助成金等を含め、私立幼稚園にどのようなご協力をいただきながら3歳以降の子どもたちの転園の場を考えるか。これも先ほどの法外助成という問題と絡めてですが、非常に重要な問題だろうと思っています。

世田谷区私立幼稚園協会は、世田谷区の保育のあり方に対しては非常に協力的な方向性を持っていらっしゃる園もたくさんありますので、私立幼稚園の積極的な活用、特に時間外、長期休暇のときの保育、あるいは在宅の親ご

さんたちへの支援、こういった問題についてはもっともっとご協力いただける点があるのではないかと思います。このような点もぜひご検討いただきながら、総合的な形で世田谷区の子どもたちの保育の場ということを考えないといけないと思っております。ぜひこのことも含めて今の状況をお話しいただければと思います。

委員

過去の会議で出ていたのかもしれませんが、私学助成だとお金がなく、在宅だとさらにお金がないというのはよくわかるのですが、私学助成のお金というのはどれくらい出ているのかあまりよくわかっていないのです。認可保育のお金と私学助成のお金がどのくらい違うのか、数字もあわせて教えてください。

事務局

1点目の区の公金の投入の仕方が認可保育所と私立幼稚園の場合だと大きく違うのではないかとご議論がありましたが、確かにそれは事実でございます。例えば、100名規模ぐらいの認可保育園の場合ですと、今、区からのお支払いする金額は大体1億8,000万円ぐらいになります。1億8,000万円というところがかなり高額だと思われるかもしれませんが、保育園の運営として考えますと、人件費が中心になってまいりますので、例えば公立保育園の運営と比べた場合に、そこを抜くような額ではなくて、本当にぎりぎりやっつけていける金額だと思っております。

私学助成の金額は、東京都からのデータですと園によって大分異なりまして幅がございます。学校法人と宗教法人によってもまた違うのですけれども、幼稚園の経営ですと、普通の規模でも年間1億円ぐらいはかかると思うのですけれども、その半分もないような状況です。ですから、基本は保育料で運営されているという状況です。

保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設という位置づけであるため、旧来の福祉による措置、それを支えるための施設ということで、公的な支援も手厚くなります。一方、幼稚園の場合は学校教育法に基づく学校という施設です。この施設の位置づけの違いが、助成金額の違いを生じさせる理由として考えられます。

1人1人のお子さんはみんな区民であることには違いないのですけれども、公的資金の投入の度合いでいいますと、私立幼稚園の場合だと、保育料の助成制度、利用者負担を補助する仕組み、これを受けていらっしゃるだけということになりますので、かなりの差があるのは事実です。新制度につきましても、全ての子どもに幼児期の教育と保育を提供していくという大きな趣旨がございますので、それを世田谷区の実態に合わせてどのような形で区としてかかわっていくか、あるいは区の子ども施策をどう変えていくかということとは、この場で議論をしていただければいいかと思っております。

事務局

認定こども園問題については、ご指摘いただいておりますように、世田谷区ではまだ待機児対策に追われておりまして、話が進んでおりません。しかし、これも早急にやらなければいけない課題だと思っております。待機児対策につきましても、施設はどんどんつくっているのですが、それだけでいいのかという意見もあります。認定こども園や、先ほどありました3歳児以降の問題、在宅子育てをされている方など、いろいろな場面を見た上で、待機児の解消も含めて検討していきたいと考えております。

3歳児以降の問題や在宅の方への支援についてですが、幼稚園でも預かり保育という形でかなりご協力はしていただいております。今、半分ぐらいやっていたいただいているのですが、この夏に、私どもと保育課で何園かにヒアリングさせていただきました。3歳児問題についても、小規模保育の卒園者を受け入れられないかということもお尋ねさせていただいたのですが、現状は、子どもがふえている状況があるので幼稚園にも余裕がありません。幼稚園も入れないという事態が起きている状況なので、3歳になった子どもの転園先として枠を2人確保しておくことは今は厳しいというお話でした。余裕が出てくれば受け入れることは可能ですというお答えもありました。今後そのあたりのご協力もいただけるようお願いしなければいけないと思っております。

それと同時に、預かり保育についても、今6園が待機児対策としてフル勤務の方が預けられる預かり保育を幼稚園でやっています。ハードルが高いというところもありますので、少しハードルを下げて、例えば週3日から4日ぐらいのパート勤務でも預かり保育を利用して働くことのできるような制度はできないのか区でも検討し、世田谷区私立幼稚園協会と協議させていただいております。また、国の預かり保育の制度もありますが、いろいろとハードルが高くて、なかなか移行できないという状況もございますので、どういうことが課題かということ、世田谷区からも国に申し出をしたいと思っております。そういう意味では、幼稚園のほうは幼稚園で、また幼稚園に通っている方の預かり、ニーズに合った教育をやっていただいておりますし、また、今は多様な働き方がありますので、対応するような場面についてご協力をいただいております。今後、世田谷区私立幼稚園協会とも連携しながら、幼稚園も含めて世田谷の幼児教育をどのようにしていけばいいのか、認定こども園のあり方も含めて皆様のご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

委員

今、認定こども園の検討という話が出たので、1つだけ私が持っております問題意識を言わせていただきたいと思います。

先ほどお話がありましたように、保育所は児童福祉施設として位置づけら

れて、実質的には市区町村の事業として民間の保育園でも存在しているという仕組みがあります。そのために、従来の言い方ですと、保育に欠ける子どもを保育するために保育料が所得に応じた料金になったわけですし、運営費がしっかり支えられている制度に仕上がってきたという歴史があると思うのです。

これに対して、認定こども園制度というのは、実は直接契約で、その制度の土台のところはかなり大きく違っているというのを私は感じております。でも、結果的に出てくるアウトプットが同じであれば、直接契約だ、市区町村の事業だということにこだわるつもりはありませんが、ただ、国の制度の認定こども園がどれほど児童福祉施設としての責任を負わされているかということを見ると、少し疑問があります。今のところは、認定こども園も市区町村が入園の手続も一括してやりますし、それぞれの施設に、認定こども園に対してもかなりの影響力を持っているのかと思いますけれども、国の文書をよく読んでみますと、待機児童がなくなった暁には 世田谷区としては今は全然実感を持ってない事態かもしれませんが 直接契約の施設、つまり認定こども園、小規模保育といった施設については、入園等々も各施設で行ってもよいという見解を書かれていた文書もございます。そうやってきますと、児童福祉施設としての性格は大きく後退してしまうわけです。

そういうことも考えて、国の制度を生かして、児童福祉施設としても認定こども園がちゃんと機能する設計をしていかないといけないのではないかと考えております。今のところは、認定こども園は、世田谷区としては直接の問題になっていませんけれども、大きな長い目を見た制度の骨格というのはきちんと見ていかなくてはいけないと思っております。

委員

私も実は、0、1、2歳で小規模に入って、3歳で卒園したあと待機児になっているという話をすごくたくさん聞いています。幼稚園との連携は本当に重要なので、先ほどの事務局の話にもあったように、幼稚園との連携をこれからも進めてほしいと思います。世田谷地域なら227人が、玉川地域なら246人が新しく2号認定になると出ていますが、開園と同時に定員がすぐ埋まってしまうのか。それとも、新園で開設したときに2号定員の部分が最初からは埋まらず、あきがあるという話をよく聞くので、そういう場合は定員の年齢構成を変えるのか。それとも、今の世田谷では、2号認定の枠を作っても小規模の卒園者などですぐ埋まってしまうのか、このあたりの見通しで待機児の数は違ってくると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

3歳の待機児につきましては、ことしの4月は50名で、昨年は88名でしたので、少し改善された状況です。まず、世田谷区の場合、0から2歳で、小規模あるいは認可へ通った場合に、3歳以降も定員があればそこを利用

きますが、小規模保育と証保育所は、3歳以降の定員がほとんどありません。認証保育所は、基本的なつくりとしては、定員の半分以上は0から2歳にすることとなっていますが、実態は8割以上が0から2歳になっておりますので、3歳以降の定員がなくなるか、あるいは定員が極端に絞られるという認証保育所がほとんどでございます。今50幾つの認証保育所がございますけれども、その2200ぐらいの定員のうち3分の1以上の方が毎年3歳に上がるということになってきてまして、そちらの方たちが認可保育園の3歳の枠に申し込む、あるいは、一部の方は幼稚園に申し込むのですが、最終的にどこにも行き場がなくなる方が50とか80という規模でここ2、3年いらっしゃる状況でございます。今回の小規模保育の審査に当たりまして、その地域で3歳の枠を吸収できる施設があるのかどうかということも審査のポイントの1つになっておりました。

それともう1つ、例えば、連携施設のない小規模保育所に在園している方が3歳で卒園される場合には、指数として20点の加算をしております、フルタイム勤務の方であればさらに20点が加算されますので、入りやすい状況になります。ただ、同じ小規模保育で例えば8人の方が卒園されるとその中での競争になるので、第一希望のところに行けるかどうかというのはまた別問題なのですけれども、今のところ指数を加算して調整しています。ただ、全体としては、それぞれの圏域、地域ごとの2歳と3歳の差を見ながら小規模等の認可を進めているので、そこを常に頭に置いて考慮しながらやっているという現状でございます。

委員

話が戻ってしまうのですが、こども園のことにに関して、私は保護者なので利用者側からの意見なのですけれども、保育園と幼稚園だと保護者の運営に対する寄与率が全然違うという印象がありまして、幼稚園は保護者の方々により運営にかかわっていらっしゃる印象があります。私は働く立場なので、保育園はどちらかというと先生が結構全部やってくれる形になっていると思うのですが、こども園になった場合に、来年の申し込みなども踏まえてすぐ迷うところがあります。保育園として預ける親と幼稚園として預ける親の立場や、その中でのかわり合いや役割分担、人数はふえたけれども全部幼稚園のお母さんたちに任せる形になるのではないかなど、利用者側もいろいろな不安があるので、そういったことも継続して利用者側にも聞いていただけたらとても使いやすくなると思います。

会長

おそらくこの問題は、世田谷区の保育の量的な拡充や保育の質、サービスの種類といった全体に絡んでくることなので、簡単にはいかないことだと思いますが、今後利用定員の確定のところで努力していただくということで承認いただいたとき、進めさせていただきます。

(2) 障害児等保育検討委員会の検討状況について

会長 それでは続きまして、障害児等保育検討委員会の検討状況について、報告をお願いいたします。

事務局 障害児等保育検討委員会の検討状況についてということで、資料2と、別紙1、別紙2と3枚構成になっています。

1と2については前回説明させていただいた部分と、それ以降に検討をした部分です。3のこれまでの検討内容でございます。居宅訪問型保育と児童発達支援の連携ということで、別紙1をごらんください。障害のあるお子さんがこの図の中心になっています。実際に今、保育園で障害児という形での受け入れを当然しているのですけれども、医療的ケアの必要な方については残念ながらお預かりできていないという現状がある、そういったことを踏まえて、こういった形で医療的ケアの必要なお子さんをお預かりしていけばいいかという検討を進めているところです。右斜め上にあるのが、東京都から上乗せ補助をもらっている重症心身障害児施設、児童発達支援事業です。右の下にあるのが居宅訪問型保育で、新制度で新たに始まった、居宅で1対1で見るものです。この2つを組み合わせた形で考えております。

(1)居宅訪問型保育と児童発達支援の連携でございます。医療的ケア等の特別な配慮が必要で、かつ集団保育が困難なお子さんを安全に長時間保育するためには、子ども・子育て支援新制度における居宅訪問型保育と児童福祉法における児童発達支援事業等の関係機関とが連携しながら保育を実施することが有効であるということで、この図で言うと、右上の施設、それから右下の事業です。具体的に言いますと、朝お子さんのご家庭に居宅訪問型保育で訪問する。例えば、8時から10時までの間お宅で見て、10時から3時までの間は重症心身障害児施設で見る、また、3時から6時ぐらいまでを居宅訪問型保育で見る、そういった組み合わせを連携をとりながらやっていくということです。でその説明がございませけれども、居宅訪問型保育の実施に当たり、自宅での1対1保育の時間を長時間としないために、日中の時間を児童発達支援事業 この児童発達支援事業というのが重症心身障害児施設のことになります。その前後の時間に居宅訪問型保育の保育者が自宅を訪問し、自宅内保育や児童発達支援事業所への送迎を行う等、保育内容について工夫が必要であるといったところです。居宅訪問型保育の保育者や事業者には、障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、人材の育成や専門的な支援について児童発達支援事業と連携することが必要と考えられております。

イメージとしては、重症心身障害児施設をやっていただいている事業者の方が居宅訪問型保育をやっていただくところあたりのノウハウが生かされる

のではないかと考えておりますが、ここで1つ課題が出てきます。別紙2、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例改正の検討が必要であるということでございます。今回のような保育の形は、当初条例を制定したときに想定していなかったところでして、その部分で条例改正が必要ではないかと考えております。現行条例はどうなっているかといいますと、まず条例の第38条におきましては、「居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。(1)障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」といったものでございます。この部分は改正の必要はないと考えておりますが、検討委員会での検討内容としましては、障害や疾病等により集団保育が困難であると認められる乳幼児かの判断は、保護者・保護者と面談し、障害児等保育検討委員会から助言を得た上で区が行う必要があるということで、今は集団保育が困難という判断を若干曖昧な形でやっているという現状がございます。

また、その下、居宅訪問型保育事業者の要件等、条例第39条の2「居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育を提供するに際しては、自らが運営する保育施設と連携を図り、及び当該保育施設から必要な支援を受けなければならない。」とあります。規則第10条にもかかわってきますが、条例制定時は保育施設だけをイメージしてつくり上げているので、別紙1の図でございただくと、居宅訪問型保育と重症心身障害児施設、これらは法で言う児童発達支援事業なので、この2つの事業の連携が含まれないことになってしまいます。そのため、条例改正の検討が必要ではないかと考えております。別紙2の右に載っている検討委員会での検討内容でございますけれども、事業者には障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、障害児通所施設等を運営する事業者も想定される。これが児童発達支援事業所、東京都で言う重症心身障害児施設になります。また、医療的ケアを提供する場合は、事業者として一定の要件を満たした上で登録特定行為事業者これは介護施設や障害者施設で実際に行われているのですけれども、こういったものが必要ではないかという検討がなされております。

また、条例第41条の職員については、「居宅訪問型保育事業を行う家庭的保育者は、第24条第2項に規定する区長が行う研修を修了した保育士、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有し」となっており、この保育者の部分ですが、障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、都等で実施しているたんの吸引等のための研修の受講と認定特定行為業務従事者の認定申請が必要になってきます。また、保育経験に児童発達支援施設、別紙1の図で言う重症心身障害児施設がそれに当たりますが、そこでの経験というのが今は考慮されていませんので、その部分での条例の改

正が必要ではないかという検討がなされております。さらに、条例第 42 条においては、居宅訪問型事業者の連携ですが、下から 2 行目、連携する障害児入所施設、その他の区の指定する施設とあり、入所施設等を想定しているのですが、先ほどから申し上げているとおり、児童発達支援事業所との連携体制の整備、これはいわゆる入所ではなくて通所施設に該当しますけれども、そちらとの連携も視野に入れた制度構築が必要ではないかと考えております。

表紙にお戻りください。(2)医療的ケアが必要ではあるが集団保育が可能な障害児の保育園での預かりとありますが、保育園での預かりというのを検討していかなければいけない状況です。別紙 1 の左下が保育園になりますが、現状としては、先ほどの議論でありましたとおり待機児童が多いという状況で、どこの保育園も面積いっぱい定員を最大限受け入れているところです。さらに、昨今の保育士不足の状況や、看護師等人員に余裕がないというのが実態です。こういった実態がある中で、預かりに向けての課題としまして、ソフト面、ハード面を含めた保育環境の整備ということを現在検討会で検討しているところです。

4、今後のスケジュールとしましては、12月に第5回の検討のまとめをしまして、年明けにご報告できればと考えております。

説明は以上です。

会長 障害のあるお子さんが保育園や幼稚園の中にたくさんいらっしゃると思いますが、特に乳幼児期を中心とした保育という中で、どのような形でこの支援が受けられるかということについて何かご意見、ご要望はありますか。

委員 子ども計画の 20 ページに地域包括ケアシステムとの連携がございましたけれども、別紙 1 の図で、あんしんすこやかセンターは利用者支援事業のところにかかわってくるのでしょうか。あと、ひろば等利用者支援と、地域包括ケアシステムやあんしんすこやかセンターの部分についてもう少しご説明を伺いたいと思います。

事務局 利用者支援事業というのがこの図の左側真ん中あたりにありますが、この背景には、地域包括の話も当然含まれています。ただ、障害児で、かつ医療的ケアが必要ということで複雑な案件になるかと思しますので、そういったご相談があった場合は、真ん中の上のほうにある障害児相談支援におつなぎいただくというイメージで考えております。この段階でこの図は、記載すべき事業や施設で満載であるため、これ以上の部分が描けなかったというのが実態です。

委員 ありがとうございます。追加で 1 点。先般、育児と介護やほかの親族の看護等々の複合的なケアの問題の勉強会を世田谷でしたときに、産後ケアセンターの利用者の方は、お産のことだけではなく、家族、親や兄弟の病気や介

護のこと等が結構心配事であって、ダブルケアと言うこともございますけれども、そういった育児だけではない家族の中の複数のケアを支援することが必要だという話がありました。障害を持つ子どものお母さんのお話を聞くことが最近多いのですけれども、そこでも、障害を持つ子どもだけではなく、例えば家族や親族にケアが必要で見守りや世話をしている等、障害児保育だけではなく、いくつかの複合的なケアがあるのだと思います。この図では、親支援といった部分は利用者支援事業のボックスに入ってくるという理解でよいのでしょうか。この図の奥行きをもう少しご説明いただきたいです。

事務局 障害のある児童というのを中心に描いたものになってしまっているので、透かして見ると利用者支援事業の大分深いところまでつながっているというイメージをしていただければと思います。その部分の一番描けるところだけを描いたという形です。

会長 居宅訪問型保育で朝の部分と夕方の部分をカバーしていくときに親は不在でいいという考え方なのか、あるいは親がいることを想定した在宅支援なのか、それによって保育という考え方自体がかなり変わってくると思うのですが、今の段階のところを教えてください。

事務局 制度の仕組みというか、運用上は親御さんがいないという状況で考えています。ただ、初回からいないでいいかどうかというのもありますので、ならし保育のようなものについてはおそらく やったことがないのでおそらくになってしまうのですけれども 親御さんがいて、最初はいろいろなお話をしながら保育を実施し、ならし保育が終わった後は親御さんがいない状況での保育を想定しています。保育園などの連携、児童発達支援事業所の日々の利用ということで、1対1の部分の保育の質を確保していきたいと考えています。

委員 ささまざまな機関が登場しますが、基本は世田谷区内で完結するものなのか、都内ぐらいの少し広域なイメージもされているのか教えてください。

事務局 世田谷区には成育医療センターがあるという状況もあるので、基本的には区内で完結する絵なのですが、ただ、区内に限るというわけでもないのも、区境ですとか、ご本人、ご家族の利用状況によって区外の資源も使うこともあり得るとは思っています。

会長 これからまだ議論が進んでいくことですので、またご意見があれば事務局にお寄せいただければと思います。

(3) 外遊び検討委員会の最終報告について

会長 それでは続いて、外遊び検討委員会の最終報告についてお願いいたします。

事務局 外遊び検討委員会は、子ども・子育て会議の部会として設置し、ことしの

6月30日から10月19日まで5回にわたり世田谷区の外遊びを推進するための具体的な方向性について検討し、本報告書にまとめております。本報告書の最終ページの1つ前の33ページにこの委員会の構成メンバーを載せております。この会議の部会として、松田委員にも委員をお願いしており、そのほかに、実際に外遊び等、いろいろな活動に携わっている方、有識者の方、それから区からも4名の職員が参加しての検討会となっております。また、委員ではございませんが、ゲストとして、世田谷区民間保育連盟の桜内会長にも1度お越しいただき、いろんなご意見をいただいております。

この5回の検討を通して、委員の皆さんからは、長年の事業ですとか活動を通して見えてくる子どもたちの遊びの変遷、また親の意識の変化、いろいろな生活環境、さまざまご意見をいただきまして、こうしたところから世田谷区で外遊びをどのように広げていけばいいのか、そうしたところを5回にわたり大変活発なご議論をいただき、それを報告書にまとめております。

ここでは、お手元のA4横の外遊び検討委員会報告書概要で説明をいたします。この報告書は4章の構成になっておりまして、第1章では、導入といたしまして、世田谷区で外遊びを推進するために、世田谷区の子どもたちに自由に創造的な外遊びの機会をつくっていくために社会全体で取り組むことが大切であるということと、幼児期から十分な外遊びを経験することは心身の成長を促し、ひいては保護者の意識、子どもたち、小学生以降の外遊びの充実にもつながっていく、こういったことに触れております。

第2章では、委員の皆さんの活動を通して見えてきた外遊びの現状を課題としてまとめております。1の外遊びの現状では、まさに委員さんたちが感じていることをそのまま載せております。特に委員の皆さんがおっしゃっていたことは、既に外遊び体験が少ない世代の方たちが親になっている、そうしたことから、もしかしたら大人自身が外遊びの方法を知らないのかもしれない、そのため、親が子どもの外遊びに結果的に制限を加えてしまっているのではないかと、といった意見がありました。他には、乳幼児に合った遊びの場が減っている、実際に自然体験をするような場所が昔と比べてとても少なくなった、公園ではボールは禁止等、近年は昔できていたような遊びができなくなってしまった、そんなことが挙げられました。また、2では外遊び推進に向けた課題として4項目にまとめています。外遊びについての意識のあり方と外遊び体験の不足、遊び場所や集う場所の不足、支える側の課題です。また、これまで外遊びにかかわりながら参加していた方たちが次の担い手になっていったという流れがある中、今はそうした方たちが少なくなっているということ、それから、こういうことを通しての地域のつながりやネットワークが希薄になっているということが4点目の課題として挙げられました。

3の世田谷区における外遊び活動の分布については、報告書に地図として載せておりました。プレーパークやプレーリヤカーを初めとして、乳幼児期からの外遊び活動に地域的な偏在がございます。特に砧地域にはこうした活動が広がっていないということも課題の中では触れております。

右に移っていただきまして、第3章ではこれまで挙げてきた課題をもとに、3つの方向性としてまとめました。やはり外遊びを広げていくためには、象徴的な場所ともなるような拠点をつくっていくことが必要で、そうしたところをつくっていきながらネットワークをつくり広げていきたいと考えております。その役割というのは、今現在、プレーパークが区内に4カ所ございますけれども、そういったプレーパークがこの役割も担えるのではないかと、今あるプレーパークをさらにバージョンアップさせていくことで担っていくのではないかとということに触れております。また、2では、そのプレーパークと、もう1つ世田谷区には、きぬたまあそび村という、多摩川に水辺のプレーパークのような遊び場所があります。こういった象徴的な遊び場所は、そういった意味では充実させていくことが必要だろうとしております。3では、活動しているそれぞれの団体が自分たちの活動も発展させながらみんなで一体となってネットワークを作ろう、そうしたことでみんなで発信をしながら世田谷区の外遊びをみんなで広げていくことが必要だという3本の柱にしております。

第4章では、こうしたことを踏まえて、「今後、みんなで実現しよう」ということをスローガンにまとめております。区民として、活動団体・事業者として、また行政としてそれぞれが担うべきことに触れながら、外遊びネットワークをつくり、外遊びの大切さを伝える活動の充実を目指す外遊びプロジェクトをつくっていきましょうということで、この報告書をまとめております。

活動団体でもある委員の皆様からは、自分たちだけでもできないし、また行政だけでもできないし、区民の力もいただきながらみんなでつくっていくことが必要だというご意見をいただきました。

会長 外遊び検討委員会には松田さんが委員として出てくださいていますけれども、補足的に何かありましたら。

委員 やっとここから始まるという感じだと思いますが、やはり計画に位置づけるのが難しいことがたくさんあって、区がやりますと言ってくれたらいいけれども、それだと活動として全然意味がないといったところの難しさを強く感じていました。住民主体で起こってきた活動のことについてだったので特にというところです。

委員 今の話にありました住民主体というところですがけれども、子ども計画との

絡みの観点からのご質問で、子どもの社会への参画の機会の充実や、子どもの意見表明の推進が計画の項目にございましたけれども、ざっと報告書を見限りあまりそういう文言がありませんでした。それは暗黙の前提になっているからなのか、そのあたりの背景について、計画の具現化という視点でご説明をお願いします。

事務局

この計画立ての中では、子どもの生きる力の育みの中で触れていますが、子どもがどのように参画していくのか、子どもたちがやりたいことをどのように一緒にやっていくのか等、そういった意見もありました。例えばですが、プレーパークには今プレーワーカーというリーダーがいて遊びを子どもたちにつくっていますけれども、そこで育ってきたもう少し大きくなった子どもたちは、自分でしたいこともあり、そうしたことをプレーパークの人たちと話をしながら進めているというのも実際にある中で、子どもたちに参加、参画の機会をつくっていくことも必要だということは、報告書の中でもわかるように伝えていきたいと思います。

委員

今のお話とも重なりますが、外遊びについての子どもたちの思いはどうかという部分をもっと知りたくて、例えば、キックボードや一輪車をやりたいけれども、公園でしかできなくて、どうやって公園まで行けばいいのかといったような、子どもたちは子どもたちで苦情等いろいろな思いを持っています。そういうものを吐き出させる場を設定して報告書に盛り込むことができると、もう少し世田谷らしさが出ると思います。あと、ほかの地域で公園を子どもたちが設計したというニュースも聞くので、そのようなことを大人たちが考えてあげるのではなくて子どもたちから気持ちを聞く場を設けてほしいと思いました。

会長

これは幾つかの自治体の議論の中でもあるのですが、今までやってきたものの延長線上にこの仕組みをつくっていくという思いが強いと非常に保護的な計画になってしまうのです。これは1つの特徴だと思います。議論の中では参加、参画という話があったにもかかわらず、最終的な報告書の中にはそういった文言が入っていませんでした。子どもの意見をきちんと聞いた上で、それを反映した形で報告書を出していただきたいというのは、特にこの委員会の中で申し上げてきたことだろうと思いますので、まだやられていないとすれば、ぜひやっていただきたいというのが希望です。

もう1点ありまして、国際子どもの遊び評議会会長をやっておられるヤン・ファン・ヒルスさんと一緒に羽根木のプレーパークに伺わせていただきました。本当に小さなスペースですが、ひろば事業で1つ場所が作ってあります。小さなスペースでもそれはそれで外遊びですし、お乳を飲ませることもできるので、あれは世田谷のもう1つのモデルだと思って私は見ていまし

た。

やはり乳幼児期からの遊びというものは、親はきれいなところが好きかもしれないけれども、土と水と火が子どもたちを育てるということはあるので、子どもたちが何を求めているのかというあたりをもっと鮮明に出して、今後の方向性のところでも、各地区のプレーパークには外遊びの乳幼児期の居場所のようなものを用意していく、そして、乳幼児期から子どもたちが積極的に外遊びの中で育っていくというような視点が出れば、もっと特徴的な活動になっていくと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局

議論の中でも、また、私たちも、羽根木のプレーパークのそらまめハウスはとても画期的で、これによって、乳幼児から次の段階、プレーパーク遊びにつながっていくということができた場所だと思っています。今のプレーパークでも、子どもが冒険遊び的に遊ぶ場所だけではなくて、ひろば的な意味合いですとか、乳幼児期から子ども期、また中高生期までつながる場所だと思っていますので、今おっしゃったような乳幼児期からの大切さと、またつながるという点もこの中でもう少し触れていきたいと思います。

委員

羽根木につくったそらまめハウスもそうなのですけれども、テットーひろばや、あみーごなど、もっともっと前から世田谷には外遊びを志向して努力しているひろばがいくつかあります。

今、会長がおっしゃったように、乳幼児期からの外遊びのところが重点項目のように話されていて、子どもの意見というところが少し弱かったかもしれません。参加している委員が実際に乳幼児からの外遊びを支えている活動を行っている方が多かったため、子どもの意見を取り入れるのは当然だという認識があり、かえて意見として出にくかったというのはあったかもしれません。

ただ、外遊びに限らず、遊びという切り口でもう少し話が広がったほうがいい点もあって、これは外遊びの検討ですけれども、では、この子ども・子育て会議で子どもの意見をきちんとこの会議に盛り込めるような仕組みがあったのか、遊びという点では、保育や、幼児教育などいろいろなところにも登場するので、「外遊び」に限定してしまうとなかなか出にくかった部分があるなど、検討の仕方に課題があったのではないかと思います。

厚労省の社会保障審議会の児童部会の中でも、今、遊びのプログラムの委員会が始まっていて、そこも「遊びのプログラム」とついてしまうので、遊びの大切さそのものの話にはどうしても議論が及びにくいということがあります。計画を立てる会議、進捗の会議の中でそれをどうしていくのかというのは本当に難しいのですけれども、子どもの意見表明の機会といったところも含めて、今後もこの会議そのものでもそういう視点を入れていただけると

うれしいなと思います。

会長

先ほどお話しさせていただいたヤンさんが来日されて、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムにご参加いただいて、その後に世田谷の視察をしていただいたのですが、そのときにも言われたのは、ヨーロッパでも13歳から15歳の子ども施策が完全に欠落していると思っているということです。この世代の子どもたちがどのように子ども期の支援を受けて大人になっていくのかということが非常に大きいのだとおっしゃっていました。それで日本の中での被災地の取り組みなどをいくつか見ていただきながら、そこは非常にすぐれているとおっしゃっていただいて、世田谷のプレーパークの動きの中にも、乳幼児期から利用可能なそらまめハウスの建物を見て、非常にいい試みだとおっしゃっていて、ヨーロッパのように、基本的な基盤として子どもたちの遊びとか生活環境が整っているところと比べて、日本社会の中でどのようにこういった環境整備に心を砕いているかということを見ていただいて、いろいろコメントをいただきました。

その点も含めて、世田谷の中だからこそ、遊びという問題を子どもの権利の視点できちんと見直してみるということも非常に重要だと思います。子どもの参加、参画というものについての意識をこの報告書でも常に明確にしながら仕立て上げていくということが必要だと思いますので、皆様のご意見をぜひこれからお寄せいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(4) 妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の検討状況について

会長

それでは続きまして、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の検討状況の報告をお願いいたします。

事務局

私からは、切れ目のない支援検討委員会の報告をさせていただきたいと思えます。

前回8月の会議では、第2回までの検討状況、検討経過についてご報告させていただきました。その後、9月に第3回目の検討委員会を開催し、さらには、この検討会の下にございます産後ケア専門部会にも外部有識者等をお招きいたしましてご助言等をいただいたところです。また、別途8月には、NPO法人せたがや子育てネットさんの主催によります区民版子ども子育て会議の場でもこのテーマについて取り上げていただき、区民の方々を交え意見交換等をさせていただいたところでございます。現在、ここまでの議論を踏まえまして中間報告の取りまとめを行っているところでございますが、ある程度中間報告の内容を取りまとめる段階にありますので、きょうこの場でご報告させていただきたいと思えます。

左の上、検討委員会の設置の中にもありますが、切れ目のない支援に関し

ましては、言葉を捉えるとすごく幅広い概念になります。そうした観点から、この検討委員会の議論の対象といたしまして、まずは妊娠期から出産直後の時期に特化して、母子保健分野を中心にこの議論を進めさせていただいたところ です。

そうした観点で、2、世田谷区における母子保健分野の現状と課題に、幾つかの世田谷区の状況と、それに絡みます母子保健分野の課題を大まかに記載しております。世田谷区というのは子どもの数が増えている状況にあるわけでございます。こうした観点から不安や負担感をお持ちの家庭もあるわけで、今後も子どもの数の増加が見込まれる状況の中では、核家族化、地域の関わり希薄化といった不安要素を起因とする育児不安や負担感、早期に解消する必要があり、こうしたところには必要な支援を講じていくといったことが総論に記載しています。そうした観点から、全ての妊産婦、子育て家庭を切れ目なく支援していくということで、こうした対策を子ども計画の重点政策の1つとして掲げ、区としてもこの点に力を入れて取り組んでいくということです。

個々の状況、各論でございます。母子保健分野について見てみますと、現在、妊娠届につきましては5つございます各総合支所の健康づくり課の窓口始まり、地域の出張所・まちづくりセンターでも受け付けております。妊娠届の受付と同時に母子健康手帳の発行もしています。健康づくり課では、その場で専門職による面接もできるわけですが、これができない場合、例えば出張所・まちづくりセンターに届けに来る場合や、父親が代理で届けに来る場合はアンケートを配付しています。このアンケートの配付というのは、健康リスクの把握、それから必要な支援につないでいく役割、機能があるわけでございますが、回収率を見てみますと75%程度です。また、地域にございます児童館やおでかけひろばに保健師等が出張して支援を行うという取り組みもあるわけですが、保健師の数が少ない状況にあることから、こうした地域づくりのための時間を十分にとることができないといった課題も浮かび上がってきているところ です。

こうした母子保健分野におけます現状と課題から、3、検討の視点といたしましては、妊娠期からの支援の視点、ネウボラの視点、ネットワークの視点と大きく3つの視点を設定いたしました。まず1つ目の妊娠期からの支援の視点では、妊婦さんを早い段階で確実にキャッチする、こうしたことについて1つの検討の視点として考えていくことが必要であって、妊娠中は不安が増す時期でもあります。そうした妊婦をいかに早く確実にキャッチして支援につないでいくかといったところがまず行政の一番の入り口として、この議論の出発点となるわけですので、ここが今回の検討の1つになります。2

つ目はネウボラの視点です。これはフィンランドで行われております1人の保健師が就学前までの子育て家庭をずっと見る制度で、こうしたネウボラの仕組みなども世田谷区として参考にしながらこの検討を進めてきたところですが、世田谷区の実態をみても、そうした制度を同様に当てはめることは厳しいだろうと考えております。しかしながら、妊娠届の段階も踏まえ、ハイリスクの方だけではない、いつでも相談できる人と場がやはり必要である、こうしたところが1つの検討の視点になるということです。3つ目はネットワークの視点です。世田谷区の子育て支援というのはある程度充実しているのだろうと、これは検討委員会の中でも確認されているところです。妊娠期からのところを充実させたとしても、その後これを子育て支援のほうにいかにつないでいくか、これが3つ目のネットワークの視点となるわけでございます。

中間報告の取りまとめの段階におきましては、今の上の2つ、妊娠期からの支援の視点とネウボラの視点といった段階まで今検討も進んでおりますので、この段階までをまとめたものが右側の部分でして、ネットワークについては今後の第4回以降の課題として残されております。

4、世田谷版ネウボラの構築に向けてということで、ここまでの現状と課題、視点からいたしますと、ネウボラについては、妊産婦、子育て家庭を切れ目なく継続的に連携しながら支える相談、支援のネットワーク体制が必要であるということ。さらには、その中心となります区の相談体制の充実が必要であろうということにつながるわけです。ポイントといたしましては、その下に3つ記載しております。妊娠期から全ての妊婦に専門職がかかわり、必要に応じて支援プランを作成し、必要な支援、情報提供を行い、医療や地域と連携しながら切れ目なく乳幼児期まで子育て家庭をサポートする、こうした役割を今後制度的に位置づけてきちんと内容を詰めていくことが区として求められているところになります。

5、専門部会（産後ケア事業の検討）ですが、これはこの検討会の下に設けました産後ケア事業に関する専門部会になるわけでした、こちらでは産後ケア事業、育児不安や体調不良を抱える、生後4カ月までのお子さんをお持ちの母子の方が利用される施設であって、ショートステイ、デイケアが行われているものです。そうした中で、母体のケア、育児相談を受けることにより、育児不安の解消、虐待予防にもつながる事業であります。現在、世田谷区で1カ所、桜新町におきまして実施していますが、年間の利用ニーズは年々高まっております。現在、95%近い稼働率があって、産後ケアの利用を必要とする人が実際利用できていないケースもあるわけです。2つ目といたしましては、出産直後の妊婦が子どもとともに遠方の地に出かけることはなかな

か容易ではないと、まさにそのとおりだと思うのです。こうしたところを2つ目の課題として挙げ、3番目には、やはり1カ所しかない、育児不安を抱えるお母さんでも、不安に強弱があるわけですし、不安の強い母と弱い母がそこで一緒に期間生活するといったことにも一定の声が来ております。こうしたところを課題として捉え、これらのことについて検討が進められたところですが、1、医療機関等における実施、これは実施場所の確保といったことですが、区内医療機関の空きベッドや付設された専用施設等の既存施設等の活用により、今の1カ所であります桜新町以外のところでもこうした医療機関の活用が必要ではないかといった検討。2、先ほどのお話の身近な場所でケアを受けることができるよう事業の地域展開が必要ではないかということ。3、母の個々の状況に合わせた効果的な支援が必要だということで、産後の経過時期に応じた支援も考える必要があると、こうした大きく3つの課題について、今後、28年度予算等の中で区として検討していくことになるかと思えます。

6、第4回以降に残された課題で、世田谷版ネウボラにおける地域の子育て支援との連携の方策、母子保健コーディネーターと他の人材資源との連携を挙げております。母子保健コーディネーターと急に出ているのですが、国の制度上の名称でありまして、先ほど区の体制を整えることが必要であるといったことをお話しさせていただきましたが、そこにおけます制度上の名称がこれになるわけです。こうした方々と、今年度から開始しております利用者支援事業の地域子育て支援コーディネーター、子ども家庭支援センターの子育て応援相談員等との連携、さらには妊娠届け出時、母子健康手帳交付時の妊婦との接点、こうしたことが今後の検討課題になります。

説明は以上です。

会長

この点についてご発言、ご要望等ありましたら、どうぞ。

委員

この対象年齢ですが、切れ目のない子育ての年齢区分というのはあるのでしょうか。

委員

妊娠期からのつながりのあるということですが、妊娠期には具体的にどういう支援をされているのでしょうか。

委員

利用者支援事業の母子保健型の子育て世代包括支援センターの導入との関連の検討も聞かせてください。

委員

東京都のゆりかご事業も関連があるのか教えてください。

事務局

今、4名の委員の方から確認がありました。まず1点目、年齢区分があるのかというご質問ですが、切れ目のない支援につきましては、子ども計画の中に重点政策として位置づけております。年齢区分は広いのですが、子ども計画は10年計画でございますので、まずは初年度、今回、妊娠期から出産後

を中心に議論させていただいたところでございます。

委員 　だから、今後は何歳ぐらいまでを位置づけていくのかなど。

事務局 　位置づけと申しましょうか、出産されたお子さんを区として切れ目なく見ていくという形になるわけでございます。その中では、当然子どもの段階で今いろんな課題があるわけでございますので、そうしたところが今後もこの検討会の中でいろいろと議論していかなければならないテーマと記載しております。

委員 　例えば、中学生であったり、高校生であったり、そこまでの年齢幅は考えていらっしゃるのですか。

会長 　要するに、若年親の場合、中学生ぐらいから産む子もいるわけですので、こういった子どもへの支援、つまり望まない妊娠や出産に対して、切れ目のないということの範疇の中にどのように親支援、あるいは若者支援を入れているのかという部分をお尋ねになっているのだと思います。

事務局 　若者支援まで入れているのかというご質問からいたしますと、当然そこも含めて考えているものがこれになります。

会長 　その妊娠という話を絡めると、多分それは同じようなことだと思いますので。

事務局 　あと3つご質問がありました。2つ目は、妊娠期の支援でどのようなものがあるかといったことでございますが、妊娠期といたしましては、母子保健分野におきましては、妊婦健診、母親学級、両親学級などがございます。一方、子育て支援の中では、産前産後セルフケア事業、おでかけひろば、子育てひろば、子育てサロン、産後ケア事業なども、出産後だけでなく妊娠期も対象にしている事業でございます。もちろん今、私がお説明した事業以外にも妊娠期の支援はございます。

3つ目、国の子育て世代包括支援センターについて、母子保健コーディネーターがこれを指すのかといったこと、もしくはこの検討の中にそれが含まれているのかといった話、さらには、都のゆりかご・とうきょう事業もこれに絡めて考えているのかといった質問でございます。2つともこの検討会の中には含めて議論がされておまして、先ほど、区の相談体制の強化が必要であるというお話をさせていただきましたが、その際には、子育て世代包括支援センター、ゆりかご・とうきょう事業の活用なども含め考えているところでございます。

委員 　この事業が始まる以前にも私は意見で言ったかと思うのですが、東京都のサービス推進費で、保育園に対して出産を迎える親の体験学習、あるいは迎える親に対しての学習会のようなものが位置づけられていました。当園でもやっているのですが、そこに来る親御さんたちは、まず子どもを抱い

たことがない、子どもが怖くて抱けないと言っています。妊娠期の親たちが、自分の妊娠に対してのいろいろな不安をなくしていけるような支援も必要だけれども、妊娠期から、子どもとかかわる実技、例えば、赤ちゃんをお風呂に入れるときにどういうふうにしたらいいか等、そういう子どもに対する親密性を育てていけるようなプログラムを入れていただけたらいいと思います。それに保育園というものを資源として活用していただきたいということを前にも申し上げたと思いますが、そういう活用が1つ保育園の役割としてはできるのではないかと思います。

会長 今のお話の中では、フィンランドのネウボラの議論の中でも非常に重要なポイントである望まない妊娠、あるいは妊娠を継続するかしないかという一番不安定なときの相談場所というのは全く考えられていません。具体的には、思春期の若者たちの相談であり、そこから次の家族を形成していくというところのつなぎ目だと思いますが、そのあたりが世田谷区の計画の中では抜けてしまっています。これは特に教育との連携が非常に重要になってくる部分なので、教育委員会や地域の社会教育との連携をどのように組んでいくのか。これは次のネットワークの課題なのかもしれませんが、ぜひそういった視点を十分に考慮した包括支援というものをご検討いただきたいと思います。

(5) 運営条例の基準解説について

(6) 家庭的保育事業等の指導検査基準について

会長 それでは、次の議事に移ります。議事5・6について、まとめて説明をさせていただきます。

事務局 それでは、資料5および資料6をごらんください。

資料5は、新制度の対象となります施設と事業がございますけれども、そちらの運営に関する条例というのがございます。ただ、条例を見てもなかなか難しいところがございます。要所に当たる部分につきましてはその基準の解説が必要だろうという趣旨で作成した基準解説の案がまとまったので、ご報告してご意見をもらうものでございます。

基準解説案につきましては、別添1で案を示しております。例えば、1ページの初めにあります第16条のところでは、外部の者による評価を定期的にするよう条例には書いてありますが、基準としては、福祉サービスで実施しております第三者評価を3年に1回以上受審すること。こういった基準解説をそれぞれの項目について書いております。次の第23条のところは運営規程の概要を利用者の方にわかるように掲示しなくてはならないとなっていますが、その記載すべき内容を基準解説として書いています。

本日は十分な時間がございませんので、ご意見につきましては前回と同様、お手数ですけれども、11月17日までにメール等でいただければ、いただいたご意見にお答えしながら、基準の中に反映できるかどうか検討させていただきたいと思っております。

続いて、資料6をごらんください。前回8月に、家庭的保育事業等の認可基準の基準解説についてご議論をいただいて、たくさんご意見をいただきまして、ありがとうございました。今回は、そういった認可基準と関わってくる指導検査を行う場合の基準につきまして案をまとめたものでございまして、これにつきましても11月17日までにご意見を頂戴できればと思っております。

別添2をごらんください。区が、家庭的保育事業等に指導検査に入る際には、こういったことを確認させていただくという基準でして、保育の質ガイドラインに基づきながら保育の質を守っていく、子どもたちの安全や健やかな育ちを支援する施設や事業であるかという視点で見させていただきます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会長

2つの基準について、区としてこのような基準を進めていくということでご説明いただきました。お伺いしたいのですが、この資料の別添2の基準で太字にしてあるところは何か意図があるのですか。

事務局

特に注意していただきたいと考えている項目でございます。

会長

では、1ページ目であれば認可定員の遵守ということで3つ項目がありますが、その一番下の「利用定員は遵守されているか」を特に注意してほしいということですね。このような形で、具体的には保育の質ガイドラインを1つの基準にししながら、家庭的保育、あるいはその他の保育事業を運営していくところの1つの基準をつくり上げていく、そのために皆さんのご意見を頂戴したいということです。

ここで全体として共有しておいたほうがいいたらと思うことのご発言があれば受けさせていただいて、それ以外については11月17日までに事務局にお寄せいただくという形で進めさせていただこうと思います。

委員

これに相当するのかわかりませんが、事故の部分というのは、重篤なものだと委員会ができると思うのですけれども、事故に至らなかったもの、いわゆる保育の中のヒヤリハットの部分を共有する仕組みや、記録してどこかに提出するような仕組みがあるのでしょうか。事故簿のありなしだけなのか、そういうデータベースのようなものをつくっていくことも含めてどこかで話せるといいなと思いました。

事務局

保育園内での事故につきましては、運営条例の中に記載があり、事故の記録をしなくてはならないという条項がございます。各保育園においては、事

故の記録をしていただいております。区としては、全保育施設を対象にリスクマネジメントの研修会を行っております、その場ではヒヤリハットも含めて、通常の記録をした上で、それぞれの園の実情に合わせて、検証の委員会、職員会議での話し合いなどをして未然防止に努めるような働きかけをしております。

そういう中で現在、死亡事故や1カ月以上の加療を要する大きなけが、あるいは園外保育でお子さんを忘れてきた等、そういう重大な事故については国の通知によりまして報告を義務づけていますけれども、今、国や東京都では、それを法律や規則、あるいは条例等で義務づけしようという動きもございまして、また動きがありましたらご報告したいと思っております。世田谷区においては、そういった法令上の強化が行われるかどうかにかかわらず、小さなヒヤリハットや事故も含めて、日ごろの保育の運営の中で職員間できちんと共有していただき、それから条例では、区は必要があれば報告を求めることができるように規定しておりますので、区にも事故報告を提出していただきながら、未然防止、リスクマネジメントに努めていきたいと考えております。

委員

この監査や認可の基準だと、要は別添1に書いてあるこの枠組みだと、新制度に入っているところだけということになってしまうと思うのです。長崎県大村市みたいに、家庭内の事故も含めて自治体の中で起こった事故を全部、小児科医が中心になってデータベース化して分析しているという自治体も出てきています。そういうこともできるので、それもまた別の機会に議論していただければと思います。

委員

資料6別添2の5ページにある耐震のことですけれども、「既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか」と記載がありますが、こういう場合は自費で行うのですか、それとも助成金が出るのでしょうか。

それから、「家庭的保育事業等には、上記に該当する建物の使用はないため不要」という意味を教えてくださいませんか。

事務局

「既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか」については、新制度の対象になる施設と事業につきましては、基本的には昭和56年6月1日以降に適用された新たな耐震基準に基づいた確認が行われて、検査済証が交付されている施設としておりまして、新耐震基準をクリアした建物でないと事業ができないとしております。もう1つは、昭和56年以前を想定しまして、昭和56年以前の建物については耐震診断を行って、国が求めている1.1以上とかという数値があるのですけれども、その数値をクリアして耐震上問題がないと確認された建物であれば古い建物でも事業ができるとしておりますので、今、認可や確認を行って

いる事業を行う施設については耐震性を確保されているというのが大前提でございます。そのため、「家庭的保育事業等には、上記に該当する建物の使用はないため不要」と記載しております。一部には検査済証がない建物などが現実でございますけれども、それは別の方法で、国のガイドラインなども踏まえながら、また一定の耐震性が確認できれば認めていく方向で今議論しているところでございます。

問題なのは既存不適格といわれる、建設当時は基準をクリアしていたけれども、その後基準が変わって、基準をクリアしなくなってしまった施設です。都には、そういった場合の調査・改修費用を助成する制度があるけれども、かなり複雑な仕組みになっております。区には、民間の建物や住宅については助成する制度がありますが、福祉施設や公共施設が対象のものはありません。現状ですと、都の助成制度を活用していただくこととなりますが、区としても検討が必要な課題であると認識しています。

委員

今回、指導検査基準についてということなのですが、親から見て実際に指導検査がどのように行われているのかというイメージが湧いてきません。外国の例を見ていると、どのようなプロセスで事前に通知するか等、とても細かいことがオープンになっているので、このようにチェックされているのだとイメージすることができます。指導検査に入ったときにその人と親が直接話せるだとか、親の知る権利についてはいろいろあるのですが、そのあたりは区としてどうなっているかという何か文書をいただくと良いと思います。例えば先ほどの事故情報というの、どこかで把握されていると思いますが、自分の園でどのように事故が起こっているのか、親として何も知らされなくていいのかということも感じていて、親から見た指導検査について、少し情報をいただくと助かると思います。

事務局

今回は家庭的保育事業の検査基準ですが、指導検査は施設、保育所も入ります。今、施設は東京都と合同で実施しており、検査の内容については、確かに公表はしていません。第三者機関の評価というのは、施設のホームページや園の入り口で公表しているところも多いかと思いますが、指導検査に関しまして、どういうやりとりを行政と施設の設置者や事業者がしているかということについては確かに公表されていないので、今回の家庭的保育の指導検査とあわせて、検討していきたいと思います。

今日も、担当の者が施設の指導検査に入っています。前もって実施日程や必要書類について通知をさせていただき、現場に行ってそれを確認させていただいております。書類の検査をするとともに実地の検査も行い、結果を後ほど文書でご通知するという方法で実施しております。そして、もし改善する事項がある場合には、期日を設けて報告を出すよう指導しています。そう

いった報告を全部公開したほうがいいかどうか、運営される事業者のご意見も聞きながらやっていきたいと思うのと、施設の運営に対しての保護者の参加、あるいは子どもの意見の反映、そういった大きな問題も背景にあるかと思しますので、引き続き検討していきたいと思います。

会長 ほかにも全体として共有しておかなければならない話がある方はお願いします。

委員 家庭的保育事業等の指導検査に際して区が確認する事項一覧(案)の別添2の5ページにある11、災害対策の状況の(5)の太字部分についてです。「運営規程に非常災害対策を定めているか」となっています、ここの具体的な内容を知りたいです。といいますのは、地震がまたあるかもしれないと考えたときに、例えば、子どもを預けているお父さん、お母さんが会社から帰れなくて、一晩二晩預からなくてはいけないということも想定されると思います。そのときに、例えば人数かける何日分までの水や食料を保持しているのかということや、その建物が使えなくなってしまったときにどこの避難場所に行くのかということ、区で検査をしていただく事項に入れていただきたいと思います。

委員 別添2の3ページの職員配置のところを教えていただきたいのですが、「産休・病休の代替職員を確保しているか」ということで、これはあらかじめ代替職員と契約をしておく必要があるということなのか、その下の、短時間で働く方もいらっしゃると思うんですけども、施設をまたがってはいけないという意味なのかということを知りたいと思えます。

事務局 1点目の非常災害対策を定めているかというのは非常に大切なことでして、30年以内に約70%の確率で首都圏のどこかを震源とする直下型地震が発生すると言われておりますので、運営規程や園だよりということも考えられますけれども、そういう中で、保護者との間で先ほどおっしゃったようなことを情報共有するとともに、備蓄等についてもそれぞれの事業者や施設の中で考えておいていただきまして、検査の中で見ていって、もしやられていない場合はいろいろアドバイスをしていきたいと考えております。

それから、3ページの代替職員というのは、産休や病休に入っている人がいる場合に代替職員の人をちゃんと入れているかという視点でございます。それから、例えば、給食調理の方、用務の方は兼務ができることになってますし、調理施設そのものも兼ねていいということになっているのですけれども、直接保育にあたる職員の方は、例えば隣にほかの種類の福祉施設がある場合に兼務はできないという規定になっていて、改めて書かせていただきました。

会長 非常に重要な部分であると思えますけれども、予定時間も過ぎております

ので、このあたりで終わりにさせていただきたいと思っております。

まだ確定のものではありませんので、皆さんお読みいただいた上で、ご質問やご意見、そして、こういうものについてご検討いただきたいという感想でも構いませんので、多くの意見を事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

事務局

本日はたくさんの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。毎回課題が満載で、十分にご発言ができなかったかと思えます。申しわけございません。ご質問やご意見につきましては、今会長がおっしゃったように、事務局にメールでいただければと思えます。

最後に、次回第4回の会議についてですが、もう1度再調整して早急にご連絡させていただきたいと思えます。

それでは以上をもちまして、第3回子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたり、ご議論ありがとうございました。